

大磯町附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

大磯町附属機関の設置に関する条例（昭和30年大磯町条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表町長の部大磯町新庁舎整備基本構想等検討委員会の項の次に次のように加える。

大磯町新庁舎 整備事業設計 施工一括発注 方式事業者選 定委員会	新庁舎整備における設計施工一括発注方式に係る事業者 の選定に関し審議を行うこと。	10人以内
--	---	-------

附 則
(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。
(大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 大磯町特別職職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和47年大磯町条例第20号）の一部を次のように改正する。

別表新庁舎整備基本構想等検討委員会委員の項の次に次のように加える。

大磯町新庁舎整備事業設計施工一括発注方 式事業者選定委員会委員	日額 6,500円	同上
------------------------------------	-----------	----

令和6年8月30日提出

大磯町長 池田 東一郎